



であります。

※2025年7月24日時点の行使状況については13,280個（1,328,000株）が行使済であります。

## 2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡人：株式会社Blue lagoon
- (2) 譲渡先：サステナブルエナジー投資事業有限責任組合
- (3) 譲渡個数(目的となる普通株式数)：10,000個(1,000,000株)
- (4) 譲渡承認日：2025年7月24日
- (5) 譲渡日：2025年7月30日(予定)

※譲渡の当事者間の希望により、譲渡金額については非開示としました。

## 3. 譲渡先の概要

|                  |   |                                      |
|------------------|---|--------------------------------------|
| (1) 名称           | サステナブルエナジー投資事業有限責任組合  |                                      |
| (2) 所在地          | 東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号  |                                      |
| (3) 組合契約の効力発生年月日 | 2017年1月23日  |                                      |
| (4) 存続期間         | 2026年12月末日まで（条件付きで1年毎に延長可能）   |                                      |
| (5) 無限責任組合員      | 名称  | 明秀株式会社                               |
|                  | 所在地   | 東京都杉並区成田西二丁目1番11号C号棟                 |
|                  | 代表者   | 宮城 宅矢                                |
|                  | 主な事業内容  | 不動産の売買、賃貸、リース、仲介及び斡旋、維持管理、運営、保守及び処分等 |
| (6) 事業内容         | 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有<br>株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は企業組合の持分の取得及び保有 |                                      |
| (7) 当社との関係等      | 資本関係  | 該当事項はありません。                          |
|                  | 人的関係  | 該当事項はありません。                          |
|                  | 取引関係  | 該当事項はありません。                          |

## 4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第4回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称 株式会社シーズメン 第4回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 67,200,000 円
3. 申込期日 2024年3月15日
4. 割当日及び払込期日 2024年3月15日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。  
株式会社Blue lagoon 38,080個  
株式会社秀和建工 6,720個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,480,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 44,800個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金1,500円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金500円とする。

以上